

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社タイセイ
【英訳名】	TAISEI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 成一
【本店の所在の場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【最寄りの連絡場所】	大分県津久見市大字上青江4478番地8
【電話番号】	(0972)85-0117
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務管理部長 江藤 衆児
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 累計期間	第12期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 10月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	1,652,537	1,727,527	548,502	560,608	2,172,131
経常利益(千円)	48,169	86,145	17,886	20,413	53,048
四半期(当期)純利益(千円)	27,949	50,173	10,463	11,974	30,551
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	281,875	281,875	281,875
発行済株式総数(株)	-	-	14,763	14,763	14,763
純資産額(千円)	-	-	680,600	732,254	682,080
総資産額(千円)	-	-	1,589,338	1,692,225	1,593,148
1株当たり純資産額(円)	-	-	46,610.10	50,250.76	46,807.64
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	1,903.16	3,443.12	715.80	821.72	2,084.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,862.20	3,374.80	698.88	805.69	2,037.87
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	42.8	43.3	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	8,651	52,792	-	-	10,302
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	232,777	69,668	-	-	234,667
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	50,882	29,348	-	-	59,277
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	-	-	211,449	173,893	220,118
従業員数(人)	-	-	82	81	81

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社は、菓子・パン類の食材加工販売を主な事業として、平成22年6月に当社100%出資にて株式会社プティパを設立いたしました。この結果、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び非連結子会社1社から構成されることとなりました。

これは、弊社の包装資材の販売が、和洋菓子店向けに始まり、お菓子作りを趣味とする個人のお客様にも広がってきた中、さらに地域の卸売業者や食材を取扱う業者及び専門学校等向けの需要に対応できるように子会社を設立するものであります。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(非連結子会社) (株)プティパ	大分県津久見市	50	食材加工販売業	100	役員の兼任3名

(注) 特定子会社に該当しております。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	81
---------	----

(注) 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第3四半期会計期間の商品仕入実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同期比(%)
鮮度保持剤(千円)	46,621	99.0
菓子・パン包装資材等(千円)	318,556	111.2
弁当容器資材等(千円)	32,358	73.6
合計(千円)	397,537	105.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品別	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同期比(%)
鮮度保持剤(千円)	89,796	91.8
菓子・パン包装資材等(千円)	409,767	118.1
弁当容器資材等(千円)	58,134	54.2
受取手数料(千円)	2,910	93.0
合計(千円)	560,608	102.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

なお、前事業年度の有価証券報告書及び当事業年度の第2四半期報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

最近のわが国経済は、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、依然として失業率が高水準にあり、緩やかなデフレ状況も続いており、依然として厳しい状況にあります。企業収益は、改善してきており、設備の過剰感はあるものの投資は下げ止まっており、持ち直しに向かうことが期待されます。ただし、中小企業を中心に先行きについては慎重な見方が多い状況となっております。

このような状況の中、当社は、新たに月刊チラシ「Cotta manthly」（コッタマンスリー）を発行いたしました。これは、新商品情報や、キャンペーンの案内、お勧め商品等を毎月上得意客や見込み客に送る事で、常にお客様とのつながりを持ち、新たな情報をお届けするものです。さらに、インターネット上ではお客様が作られた自慢のレシピを紹介できるようにレシピ投稿サイト「Corecle」（コレクル）を開設いたしました。こうした取組みと従来からの販促活動を積極的に進めた結果、当第3四半期の新規顧客獲得数は3,537件（前年同期3,177件）、受注件数については、47,222件（前年同期42,538件）と主に個人客の利用増加により増えており、顧客数の伸びや、受注件数の伸びとともに、売上高についても堅調に推移していると判断しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績については、売上高560,608千円（前年同期比2.2%増）、営業利益13,296千円（前年同期比15.7%減）、経常利益20,413千円（前年同期比14.1%増）、四半期純利益11,974千円（前年同期比14.4%増）となりました。なお、当第3四半期会計期間におきまして、菓子・パン類の食材加工販売を主な事業とする株式会社プティバを設立（当社出資比率100%）しております。設立間もないことから、当第3四半期会計期間における売上高の計上はありませんが、地域の卸売業者や食材を取扱う業者及び専門学校等向けの需要に対応できることで、業績の向上に努めてまいります。

#### (2) キャッシュフローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動により使用した資金13,994千円、投資活動により使用した資金56,777千円、財務活動により使用した資金8,267千円により、第2四半期会計期間末と比較して79,040千円減少し、173,893千円となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

##### 「営業活動によるキャッシュ・フロー」

取扱商品の増加に伴うたな卸資産の増加23,130千円、商品代金の支払に伴う仕入債務の減少36,744千円、法人税等の支払額13,048千円などによる資金の減少に対し、売上代金の回収に伴う売上債権の減少23,953千円、税引前四半期純利益20,629千円および減価償却費13,238千円の計上などによる資金の増加により、営業活動により使用した資金は13,994千円（前年同期は26,985千円の増加）となりました。

##### 「投資活動によるキャッシュ・フロー」

子会社株式の取得による支出50,000千円などにより、投資活動に使用した資金は56,777千円（前年同期は96,750千円の使用）となりました。

##### 「財務活動によるキャッシュ・フロー」

長期借入金の返済による支出6,693千円などにより、財務活動により使用した資金は8,267千円（前年同期は13,854千円の使用）となりました。

#### (3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中の重要な設備の新設、除却等はありません。  
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000
計	36,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,763	14,763	福岡証券取引所 (Q-Board市場)	当社は単元株制度は採用していません。
計	14,763	14,763	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年9月3日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1、3	464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	464
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	16,667
新株予約権の行使期間	自平成16年9月21日 至平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,667 資本組入額 8,334
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5、6、7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利を行使した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。

4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。



平成16年3月31日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)2	387
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	387
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	26,667
新株予約権の行使期間	自平成18年4月21日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4、5、6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記1.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
3. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

5. 新株予約権の消却事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記4.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

平成17年12月17日定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1、3	255
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	255
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	195,300
新株予約権の行使期間	自平成19年12月18日 至平成27年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,300 資本組入額 97,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5、6、7
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」)は1株とする。ただし、上記2.に定める株式の調整を行った場合、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
4. 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権行使の条件

次に掲げる条件に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。ただし、当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合はこの限りではない。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない)。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入その他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
- (5) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇の制裁を受けた場合。
- (6) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

6. 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に上記5.に定める条件により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	14,763	-	281,875	-	241,234

( 6 ) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 191	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,572	14,572	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	14,763	-	-
総株主の議決権	-	14,572	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、1株(議決権1個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社タイセイ	大分県津久見市大字上青江4478番地8	191	-	191	1.29
計	-	191	-	191	1.29

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	38,000	36,000	33,000	33,800	36,100	42,900	42,500	35,800	30,000
最低(円)	34,500	32,000	26,900	25,300	28,000	30,100	35,100	28,500	25,800

(注) 最高・最低株価は、福岡証券取引所Q - B o a r d市場におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	コールセンター部長	専務取締役	商品開発部長	児玉佳子	平成22年1月1日
取締役	商品開発部長	取締役	-	後藤眞二郎	平成22年1月1日
取締役	データ管理部長	取締役	商品開発部長	後藤眞二郎	平成22年6月1日
取締役	商品センター部長	取締役	企画開発部長	吉田史大	平成22年1月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.9%
売上高基準	0.0%
利益基準	1.2%
利益剰余金基準	0.3%

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	350,893	448,218
受取手形及び売掛金	79,087	89,198
有価証券	50,000	-
商品	251,080	209,775
未収入金	101,751	73,841
その他	19,038	19,934
貸倒引当金	1,500	1,810
流動資産合計	850,351	839,158
固定資産		
有形固定資産		
建物	499,487	499,127
減価償却累計額	78,084	62,457
建物(純額)	421,402	436,669
土地	206,444	206,444
リース資産	45,214	15,500
減価償却累計額	4,155	1,107
リース資産(純額)	41,058	14,392
その他	45,008	44,614
減価償却累計額	29,742	25,117
その他(純額)	15,265	19,496
有形固定資産合計	684,172	677,003
無形固定資産	87,683	62,762
投資その他の資産	70,018	14,223
固定資産合計	841,874	753,990
資産合計	1,692,225	1,593,148
負債の部		
流動負債		
買掛金	114,773	116,638
1年内返済予定の長期借入金	26,772	26,772
リース債務	6,403	2,151
未払法人税等	23,064	14,187
賞与引当金	2,640	10,040
ポイント引当金	17,584	13,184
その他	66,442	48,746
流動負債合計	257,680	231,719
固定負債		
社債	400,000	400,000
長期借入金	246,096	266,175
リース債務	37,295	13,172
長期未払金	18,900	-
固定負債合計	702,291	679,347
負債合計	959,971	911,067

	当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	281,875	281,875
資本剰余金	241,234	241,234
利益剰余金	216,000	165,827
自己株式	6,857	6,857
株主資本合計	732,254	682,080
純資産合計	732,254	682,080
負債純資産合計	1,692,225	1,593,148



( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
売上高	1,652,537	1,727,527
売上原価	1,076,659	1,135,331
売上総利益	575,877	592,196
販売費及び一般管理費	537,841	527,369
営業利益	38,036	64,826
営業外収益		
受取利息及び配当金	600	595
協賛金収入	18,324	25,463
その他	1,443	5,294
営業外収益合計	20,368	31,352
営業外費用		
支払利息	9,060	9,136
その他	1,175	897
営業外費用合計	10,235	10,034
経常利益	48,169	86,145
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	216
特別利益合計	-	216
特別損失		
固定資産除却損	-	390
特別損失合計	-	390
税引前四半期純利益	48,169	85,971
法人税、住民税及び事業税	18,533	35,140
法人税等調整額	1,686	658
法人税等合計	20,219	35,798
四半期純利益	27,949	50,173

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	548,502	560,608
売上原価	355,061	372,427
売上総利益	193,440	188,180
販売費及び一般管理費	177,660	174,884
営業利益	15,780	13,296
営業外収益		
受取利息及び配当金	144	258
協賛金収入	4,930	5,753
違約金収入	-	3,358
その他	457	1,151
営業外収益合計	5,533	10,521
営業外費用		
支払利息	3,071	3,104
その他	356	299
営業外費用合計	3,427	3,404
経常利益	17,886	20,413
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	216
特別利益合計	-	216
税引前四半期純利益	17,886	20,629
法人税、住民税及び事業税	4,699	5,014
法人税等調整額	2,723	3,641
法人税等合計	7,423	8,655
四半期純利益	10,463	11,974

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	48,169	85,971
減価償却費	33,783	37,246
のれん償却額	-	2,000
賞与引当金の増減額(は減少)	7,660	7,400
貸倒引当金の増減額(は減少)	70	310
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,115	4,399
受取利息及び受取配当金	600	595
支払利息	9,060	9,136
売上債権の増減額(は増加)	13,451	13,858
たな卸資産の増減額(は増加)	45,683	39,422
仕入債務の増減額(は減少)	13,141	1,865
その他	16,597	11,204
小計	24,205	86,507
利息及び配当金の受取額	586	341
利息の支払額	8,576	8,631
法人税等の支払額	24,867	25,425
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,651	52,792
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	227,900	80,100
定期預金の払戻による収入	98,313	131,200
有価証券の取得による支出	-	50,000
投資有価証券の取得による支出	-	2,000
子会社株式の取得による支出	-	50,000
有形固定資産の取得による支出	80,299	4,121
無形固定資産の取得による支出	18,117	9,890
その他	4,774	4,756
投資活動によるキャッシュ・フロー	232,777	69,668
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	20,079	20,079
社債の償還による支出	10,000	-
長期未払金の返済による支出	-	6,300
自己株式の取得による支出	5,861	-
配当金の支払額	14,419	9
その他	522	2,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,882	29,348
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	292,311	46,224
現金及び現金同等物の期首残高	503,760	220,118
現金及び現金同等物の四半期末残高	211,449	173,893

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 118,175千円	給与手当 123,000千円
賞与引当金繰入額 2,500千円	賞与引当金繰入額 2,640千円
貸倒引当金繰入額 605千円	ポイント引当金繰入額 10,194千円
ポイント引当金繰入額 4,115千円	

前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 40,008千円	給与手当 41,725千円
ポイント引当金繰入額 2,602千円	ポイント引当金繰入額 611千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 439,249	現金及び預金勘定 350,893
預入期間が3か月を超える定期預金 227,800	預入期間が3か月を超える定期預金 177,000
現金及び現金同等物 211,449	現金及び現金同等物 173,893

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,763株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 191株

3. 新株予約権等に関する事項

平成17年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 60株

新株予約権の四半期会計期間末残高 -

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項ありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)		前事業年度末 (平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	50,250.76円	1株当たり純資産額	46,807.64円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,903.16円	1株当たり四半期純利益金額	3,443.12円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,862.20円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3,374.80円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	27,949	50,173
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	27,949	50,173
期中平均株式数(株)	14,686	14,572
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	323	295
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	715.80円	1株当たり四半期純利益金額	821.72円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	698.88円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	805.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	10,463	11,974
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	10,463	11,974
期中平均株式数(株)	14,618	14,572
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	354	290
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>第7回無担保社債の発行について</p> <p>当社は、平成22年7月6日開催の当社取締役会の決議に基づき、無担保社債(株式会社豊和銀行保証付および適格機関投資家限定)を下記の条件で発行し、平成22年7月23日に払込を完了いたしました。概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 第7回無担保社債</p> <p>社債総額 100百万円</p> <p>発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>利率 0.700%(保証料、手数料を除く)</p> <p>払込期日および発行日 平成22年7月23日</p> <p>償還期日 平成27年7月24日</p> <p>担保および保証 無担保、株式会社豊和銀行保証付</p> <p>資金使途 子会社設立等資金</p>

(リース取引関係)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社タイセイ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社タイセイ  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉川 秀 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイセイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイセイの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成22年7月6日開催の取締役会に基づき、無担保社債の発行を決議し、平成22年7月23日に払込を完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。